

発電等設備における系統アクセス手続きの 規律強化について

2025年12月24日

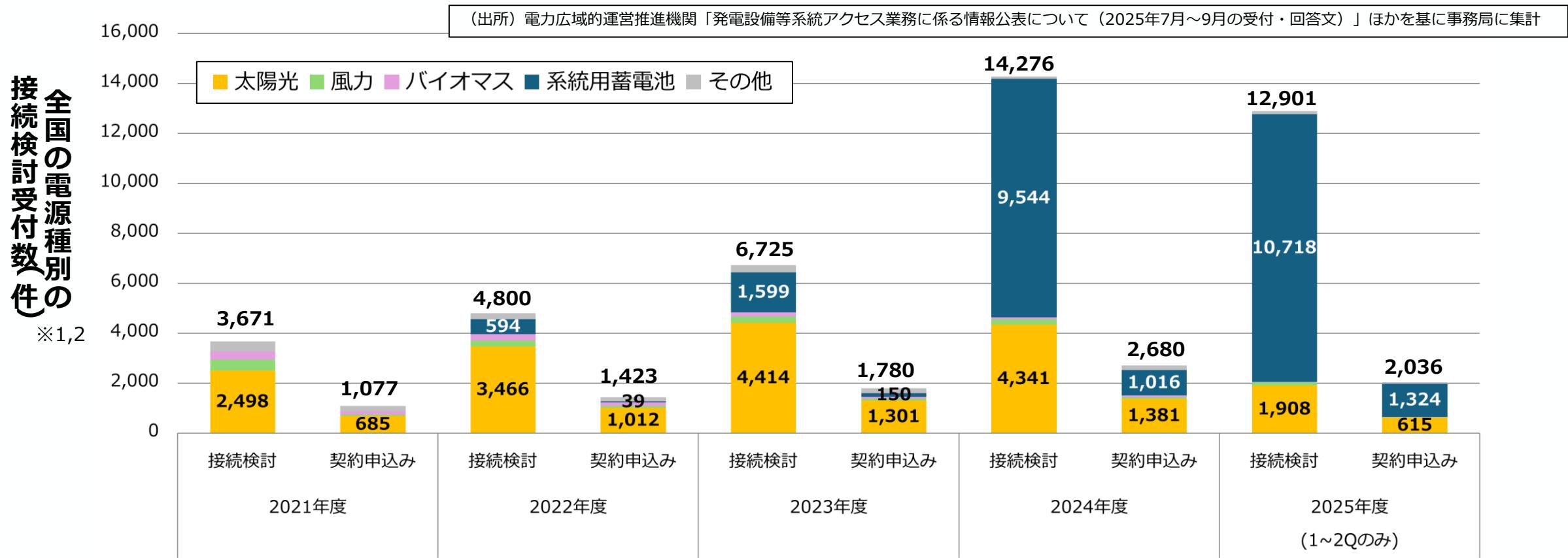
資源エネルギー庁

本日の御議論

- 系統用蓄電池を中心に接続検討や契約申込みが増加しているところ、迅速な系統アクセス手続きの実現に向け、発電等設備の系統アクセス手続きにおける規律強化について議論を進めてきた。
- 前回の本ワーキンググループでは、円滑な接続検討を実現するための取組として、土地に関する書類提出の要件化の詳細内容、接続検討に資する情報公開および契約申込みにおける土地取得の要件化について議論した。
- 今回は、①土地に関する書類提出の要件化に関する周知についてご報告させていただくとともに、②契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化の詳細内容と、③契約申込みにおける空押さえへの更なる対応についてもご議論いただきたい。

(参考) 発電等設備の系統アクセス手続きの状況

- 2025年度上期において、2024年度を超える系統用蓄電池の接続申込み・契約申込みが行われており、引き続き増加傾向にある。



※1：500kW以上の発電等設備を集計

※2：ヒストグラム上部の数値は接続検討の受付総数であるが、複数電源種の申込もあるため電源種別毎の数値の合計とは一致しない。また、2021年度以前の蓄電池の件数は、その他の件数に含まれる。

①接続検討申込み時の土地に関する書類提出の要件化（報告）

- 第5回次世代電力系統ワーキング（2025年11月14日）において、2026年1月5日以降に接続検討申込み及び契約申込みの受付を行う案件から、発電等設備の設置場所における登記簿等の確認結果などが記載された書類の提出を求ることとした。
- 本要件の適用に先立ち、接続検討申込書の変更に伴う新様式が広域機関のHPにおいて公開されている。
- なお、最新様式は受付日※で適用されることから、現時点で申込みを行っている案件においても、最新様式が適用される可能性がある。※「受付日」とは申込書類に不備がなく検討料が入金されていることが確認された日付を指す。

様式変更の周知

情報提供・周知 • 系統アクセス・系統利用

接続検討申込書の変更に伴う新様式の公開について

更新日：2025年12月15日
掲載開始日：2025年12月15日

第5回次世代電力系統ワーキンググループ（2025年11月14日）において、
2026年1月以降に接続検討申込み及び契約申込みの受付を行う案件より、土地に関する書類提出が求められることになりました。
そのため、これらを反映した接続検討の新様式を公開し、2026年1月より受付を行う案件より適用を開始します。

• 系統アクセス手続きで用いる様式集

（出所）広域機関HP「接続検討申込書の変更に伴う新様式の公開について」

接続検討申込書の記載事項

No.	住所※1	用途	所有区分	地目	所有者名※2	対応状況※3	添付書類の有無※4	添付書類の種類
1	○県○市○○町一丁目1番1号、4号、5号、6号、11号、12号、13号	発電場所	民地	田	▲▲ 太郎	接続検討申込みを行うことを地権者に了解を得ている (農地転用については、許可申請済)	有	地権者の同意書
2	○県○市○○町一丁目1番2号、20号、21号	発電場所	民地	宅地	▲▲ 花子	地権者と●填に協議予定	無	-
3	○県○市○○町一丁目1番3号	発電場所	官地	公園	○○市	○○市に発電設備等を設置できることを確認している	有	土地利用に関する確認結果
4	○県○市○○町一丁目2番4号	発電場所	民地	山林	不明	所有者特定に向け、●填に弁護士相談予定	無	-

※ 1 記載いただく住所は、様式 1 の「(3) 発電設備等設置場所の住所」と整合を図ってください。
なお、発電設備と受電設備の設置場所が異なる場合は、いずれの設置場所も調査の対象となります。

※ 2 国や自治体の所有の土地の場合は、その名称をご記載ください。

※ 3 現地確認状況や地権者との交渉予定等について、ご記載ください。

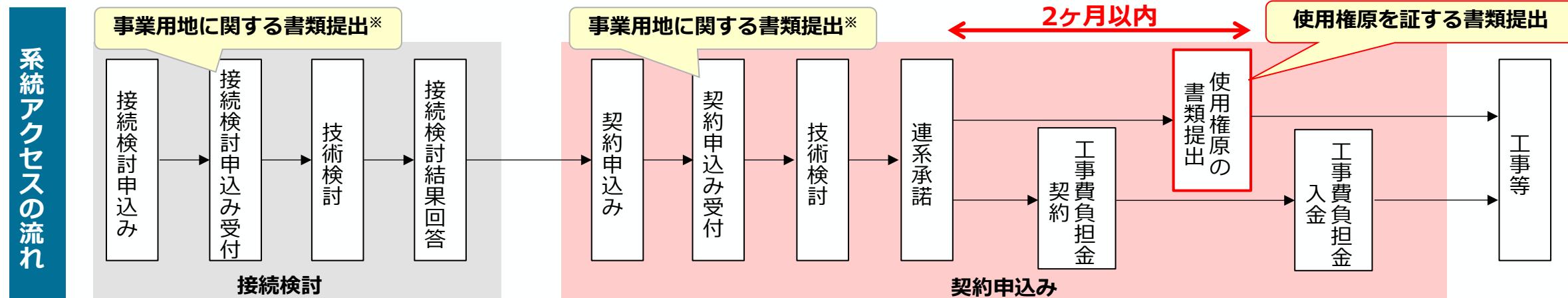
※ 4 土地に制約がないこと（連系可能な土地であること）を証明する書類（所有者の同意書、土地の購入契約書、土地の借用契約書、土地の権原があることを証する書類、自治体などの使用許可証など）がある場合は、ご提出（任意）ください。

なお、申込時点における書類の提出は任意となりますが、土地に制約がないことを確認するために、必要に応じて一般送配電事業者等から提出を求めることがあります。

※ 5 欄が足りない場合は項目を網羅の上、別紙で提出してください。

②契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化

- 第5回次世代電力系統ワーキング（2025年11月14日）において、契約申込みのプロセスにおいて、事業用地における使用権原を証する書類の提出を系統接続に係る契約の要件とすることとした。
- 提出のタイミングについて、契約申込み時等に用地の交渉を行いつつ、連系承諾以降に土地を取得することが多い実態を踏まえると、連系承諾から2ヶ月以内に使用権原を証する書類（土地の登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等）の提出を求めるこことしてはどうか。その上で、期限内に使用権原を証する書類が提出されない場合は、連系予約を取り消すこととしてはどうか。
- また、FIT/FIP制度を利用する電源については、同制度で既に使用権原を証する書類の提出が求められていることから、系統アクセス手続きにおける本要件の対象電源を非FIT/非FIP電源※とすることとしてはどうか。
※FIT/FIP制度を利用予定だった電源において、利用を取りやめた場合には速やかに書類を提出することとする。また、要件逃れの為に虚偽の申請を行った場合においても、連系予約を取り消すこととする。
- なお、FIT/FIP制度において、例えば、環境影響評価（アセス）が必要となる電源については、土地の使用権原の取得に長期を要するため、書類が揃わない場合、認定日の翌日から起算して3年が計画した日を提出期限とするといった対応が行われているところ、本要件化においても合理的な理由が認められる場合に限り提出期限を延長するといった対応を行うこととしてはどうか。



※事業用地に関する書類提出のタイミングでは、使用権原の取得は求めない。

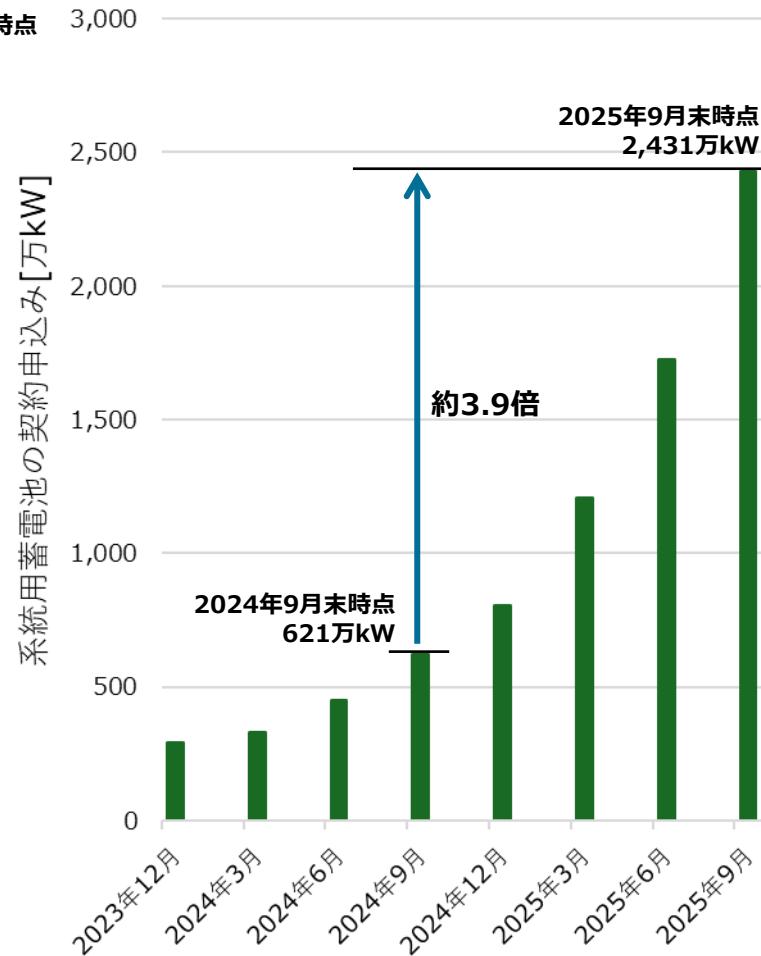
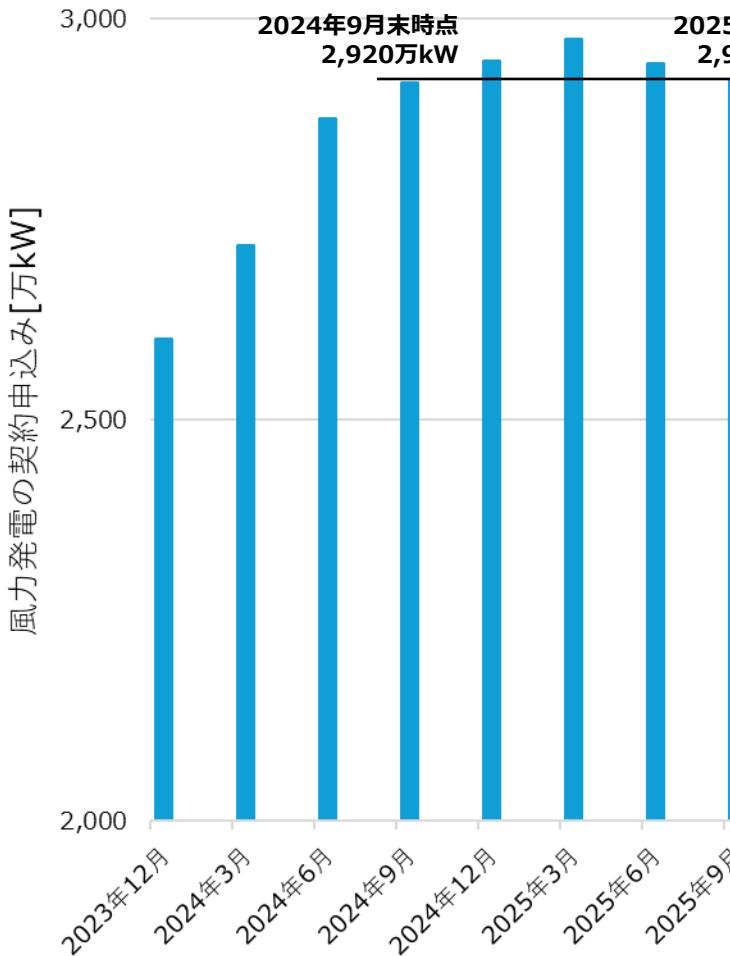
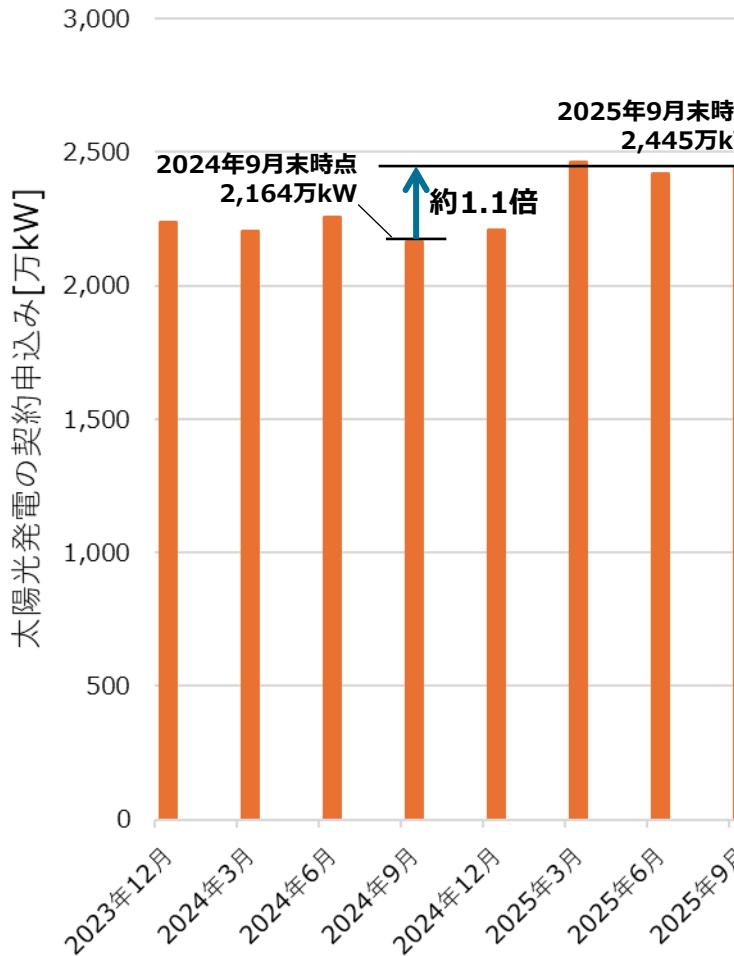
③契約申込み時における空押さえへの更なる対応

- 2025年9月末時点における全国（沖縄を除く）の系統用蓄電池の契約申込みは約2,400万kWとなり、前年（2024年9月末時点）比で約3.9倍となっている（参考：太陽光発電は約1.1倍、風力発電はほぼ等倍）。また、複数の蓄電池事業者へのヒアリングによると、事業化（系統用蓄電池の設置）に至る見込みが不透明な案件の契約申込みが多数存在するとされている。
- 系統用蓄電池の充電側（順潮流側）については、系統接続にあたり系統容量の確保が必要。第4回次世代電力系統ワーキンググループ（2025年9月24日）において、混雑時の充電制限を前提に、系統容量を確保せずとも系統への接続を可能とする仕組みの導入を進めいく方針を示したところであるが、同制度の導入に必要となるシステム開発に5年以上を要する可能性がある状況。
- 系統用蓄電池の接続ルールの見直しの早期実現に向けて検討を進めている一方で、同制度が導入されるまでの間は、引き続き系統容量の確保が必要となる。接続に際して系統増強を伴う場合には、多額の費用と長期間を要する可能性があることから、「空押さえ」が系統用蓄電池の迅速な連系に与える影響は大きいと考えられる。
- 系統用蓄電池の導入拡大の観点からも、事業確度の高い系統用蓄電池が早期かつ確実に系統接続できる環境整備を進めるための系統用蓄電池の「空押さえ」への対応は喫緊の課題であることから、系統用蓄電池※1に対象を限定したうえで、系統用蓄電池の接続ルールの見直しが完了するまでの暫定的かつ追加的な空押さえ対策として、以下の措置を導入することとしてはどうか。
 - (A) 契約申込み時における保証金額の増額
 - (B) 工事費負担金の分割払い制度の運用の厳格化
- 本対策はあくまで系統用蓄電池の接続ルールの見直しが完了し導入されるまでの暫定的なものとする。その上で、本格的な対策として、他の発電等設備へ対象を広げた上で、恒久的な対応とするかどうかについては、本暫定対応の進捗や他の発電等設備の状況を踏まえて、検討することとしてはどうか。

※1：他の電源種と併設する場合において、設備容量等の面から蓄電池が主たる設備と判定される場合においては措置の対象となる。

(参考)直近の各電源の契約申込みの状況

全国（沖縄を除く）の契約申込みの状況



(出所) 各一般送配電事業者の公表データおよび審議会資料を基に事務局にて集計

(A) 契約申込み時の保証金の増額

- 契約申込み時には、概算工事費負担金の5%を保証金(デポジット) ※1として徴収しているところ。この保証金の制度は、過去に太陽光発電において空押さえが多数発生したことを踏まえ、その対策として導入されたものである。
- 当該保証金の水準は、導入当時の電源募集プロセスを参考に設定されたものであるが、第39回広域系統整備委員会（2019年3月8日）において、途中退出の未然防止効果が十分でないと判断される場合には、引き上げを検討することと整理されている。
- 現状の系統用蓄電池を取り巻く環境においては、途中退出の未然防止効果をより高める必要があることから、保証金の水準を引き上げることとしてはどうか。もっとも、保証金を過度に引き上げることは導入の阻害要因となり得るため、まずは現行の2倍となる10%に増額することとしてはどうか。

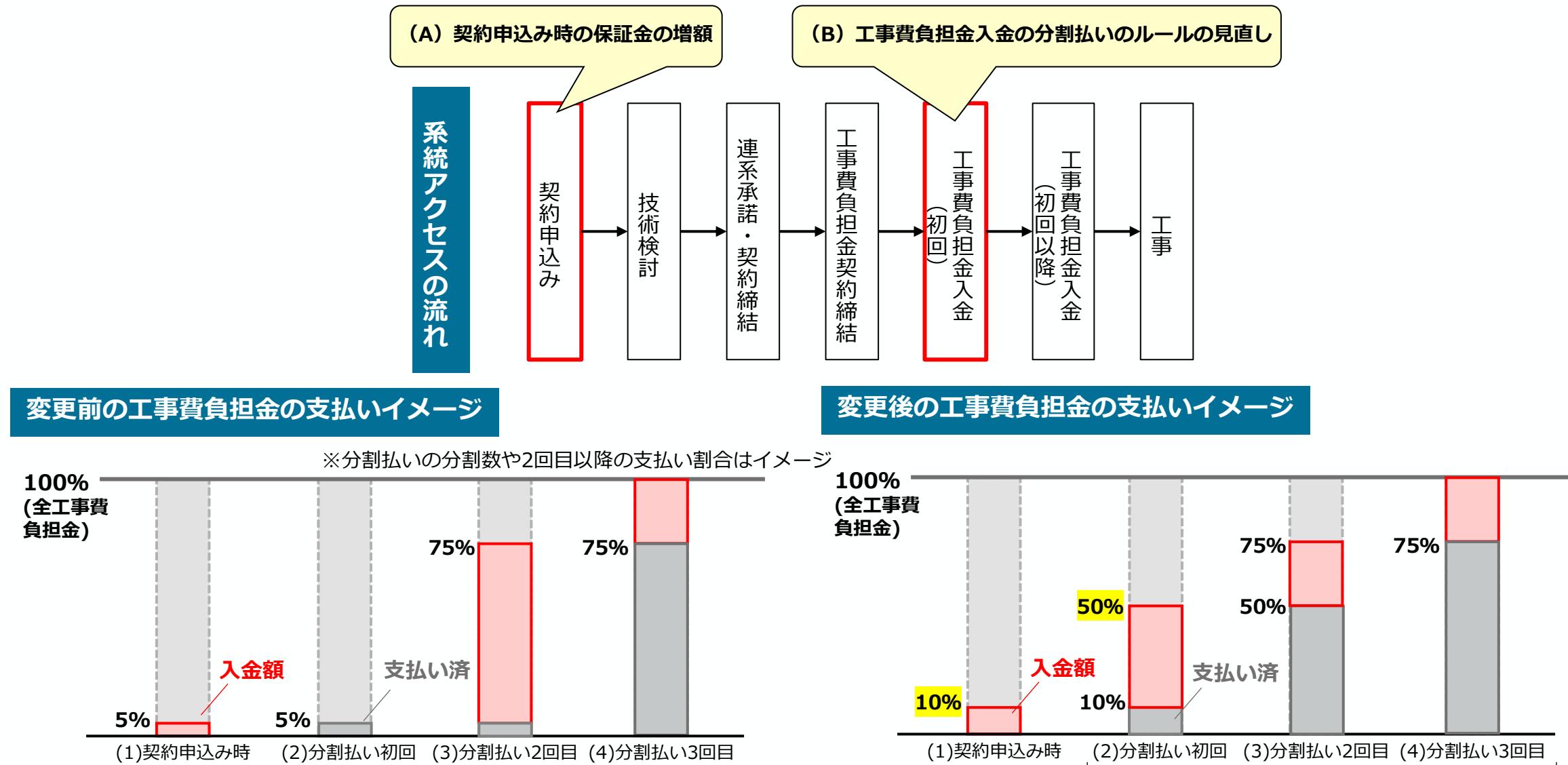
※1：事業者都合により契約申込みのプロセス中に辞退した場合、保証金は没収となる。

(B) 工事費負担金の分割払いの厳格化

- 工事費負担金の入金については、原則として一括払いとしているが、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、分割払いの利用について協議可能とされている。
- 他方、分割払いを利用して工事費負担金の支払時期を先送りしつつ、長期間にわたり系統容量を確保することが可能となっている。この点を踏まえ、支払いタイミングを前倒しすることにより、事業化の見通しが不十分な申込みについては、工事費負担金入金時点での退出を促す効果が期待できる。
- 工事費負担金の分割払い制度は、本来、発電等設備の設置者の資金負担を軽減する趣旨で導入されたものであることから、分割払いそのものを禁止するのではなく、分割払いを利用する場合において、初回支払い額として工事費負担金の最低支払額を設定することとしてはどうか。
- その水準については、事業者の負担軽減効果を保ちつつ、事業者の途中退出リスクを抑制し、実現可能性の低い案件による系統容量の長期占有を防止する観点から、初回入金で工事費負担金の最低でも全体の50%※1の支払いを求めることとしてはどうか。

※1：工事工程毎の分割の結果、初回の支払いが50%を超える場合には、その額での支払いを求める。

(参考)契約申込み時における空押さえへの更なる対応のイメージ



※分割数や2回目以降の支払い額の考え方は従来通り

(参考) デポジット（保証金）制の導入について

(出所) 第39回広域系統整備委 (2019年3月8日) 資料1

3. デポジット（保証金）制の導入について

14

【デポジット（保証金）の割合設定について】

- 現行の電源接続案件募集プロセス（以降、募集プロセス）では、事業者の辞退に伴うプロセス遅延抑制と他事業者への影響低減の観点から、第1次保証金・第2次保証金として、各々、入札対象工事の負担額に対する5%を支払いただく仕組みとしている。
- アクセス検討プロセスにおいても事業者辞退による影響低減が必要であることから、現行募集プロセスと同水準の「5%」としてはどうか。
- その上で、5%のデポジットでも途中辞退の未然防止効果が十分でないと判断される場合には、水準の引き上げを検討することとしてはどうか。
- なお、工事費負担金契約締結前で以下のようなケースにより辞退となる場合は、事業者の責による辞退ではないと考えられるため、返金する。
 - ✓ 直近で回答された検討結果（負担金額・工期）に比べて、
(費用面) 個別検討：負担金が増額する場合
一括検討：負担可能上限額の超過で辞退扱いとなった場合
 - (工期面) 工期が長期化する場合
 - (その他) 天災地変等、その他不可効力が生じた場合
- これらは各一般送配電事業者の約款改定を要することから、今回の審議結果を踏まえ、今後、関係箇所と調整する。

(参考) 工事費負担金の分割払いについて

(出所) 電力広域的運営推進機関「工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方について」(2018年12月14日)

送配電等業務指針の記載について

4

(工事費負担金契約の締結等)

第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならない。

2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、**支払条件の変更について協議を求める**ことができる。

3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で**支払条件の変更に応じるものとする**。



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

(参考) 工事費負担金の分割イメージ

(出所) 電力広域的運営推進機関「工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方について」(2018年12月14日)

[工事費負担金分割イメージ](事例②)

7

■ 【分割事例②】 調査測量等と本体工事(工事種別)での分割

工事種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
手続き	工事費負担金契約締結 工事費負担金入金① ▽		工事費負担金入金② ▽		工事費負担金入金③ ▽
送電工事 (例)	設計等発注 ▽		資材等発注 ▽		運開 ▽
	調査測量・設計、用地交渉			用地取得、本体工事	
変電工事 (例)		設計等発注 ▽	資材等発注 ▽		運開 ▽
		電気設計	本体工事		

工事費負担金入金①:送電工事(調査測量・設計、用地交渉)

工事費負担金入金②:送電工事(本体工事、用地取得)、変電工事(電気設計)

工事費負担金入金③:変電工事(本体工事)

※なお、事例については分割イメージを記載したものであり、実際の支払条件等については、協議により決定することになります。



(参考) 空押さえに対する審議会での主なご意見

第5回次世代電力系統ワーキング（2025年11月14日）

（岩船委員）

こういうビジネスモデル自体が主要因になるかどうかはさておき、やはり空押さえへの対応というのはしっかりとしていくかなくてはいけない。こういうビジネスモデル前提ではなく、空押さえは許されないことだと思いますので、ここは少し前倒しに、ポツの5つ目ですが、せっかく容量確保時の保証金や容量開放のルールの標準化・明確化が行われたので、こちらを強化していくことを検討してはどうかということがありますので、こういうビジネスモデルが主要因になるかどうかと別に、ここはもう積極的になるべく空押さえを許さないような高い保証金ですとか、容量開放ルールの厳格化とか、期間も含めてあまり長くならないようにというところは、最初の時点できちんと強化していくべきではないかと私は思いました。どうぞご検討よろしくお願ひいたします。

(参考) 蓄電池関係事業者等へのヒアリング結果

○接続検討に関連した事業者行動を把握するために、接続検討申込みの実態について、関係事業者等にヒアリングを実施。（括弧内は発言者）

- 連系地点の工事費負担金は、一般送配電事業者が保有する系統設備を踏まえて必要になる設備構成から見積もられるため、接続検討の申請前に予測することは不可能であり、接続検討の回答書が提示されることで明らかになる。系統連系手続の規定上、大量に接続検討を行うことについて何ら制約がないことから、いかに多額の接続検討費用が生じてもそれに見合った安価な工事費負担金の連系地点が見つかれば、接続検討に要した費用が回収可能となる。そのため、事業者による連系地点の検討が不十分であったとしても大量に接続検討を行う行動が促され、結果的に案件確度が低い接続検討が大量に発生することになる。
(蓄電池事業者、蓄電システムメーカー、一般送配電事業者)
- インターネットの地図情報を元に空いている土地を対象に接続検討を申請している印象を受ける。このような土地の中には、他の事業のために造成が始まっている地域や水害が見込まれる低床地域等、系統用蓄電池を設置するのに明らかに適していない地点に接続検討を行う者がいる。（一般送配電事業者）
- 接続検討は、自身が事業を行う者のほか、知見がない事業者の代わりにメーカーや運用等で事業協力の関係にある者が行う。一方で、自らは蓄電池事業を行う予定がないが、投機目的で接続検討、接続契約、または連系承諾済みの段階まで手続を進め、この手続で系統連系する権利を蓄電池事業者に有償譲渡する事業者もいる。このような事業者は、数十件の接続検討回答書を束にして取引を行ったり、工事費負担金をはるかに超える額で取引を行うケースがある。また蓄電池事業者からすると事業に不適な地点での系統連系手続も見受けられる。（蓄電池事業者）